

| 令和4年第2回大町町議会（定例会）会議録（第2号） | | | | | | |
|--|-----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 招集年月日 | 令和4年3月7日 | | | | | |
| 招集の場所 | 大町町議事堂 | | | | | |
| 開散会日時 及び宣言 | 開議 | 令和4年3月9日 | 午前9時27分 | 議長 | 三谷英史 | |
| | 延会 | 令和4年3月9日 | 午後1時28分 | 議長 | 三谷英史 | |
| 応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| | 1 | 三谷英史 | ○ | 5 | 三根和之 | ○ |
| | 2 | 藤瀬都子 | ○ | 6 | 武村妃呂子 | ○ |
| | 3 | 山下淳也 | ○ | 7 | 諸石重信 | ○ |
| | 4 | 鶴崎敏彦 | ○ | 8 | 中山初代 | ○ |
| 会議録署名議員 | 3番 | 山下淳也 | 4番 | 鶴崎敏彦 | | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 事務局長 | 坂井清英 | 書記 | 田島宏隆 | | |
| 地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名 | 町長 | 水川一哉 | 副町長 | 内田学 | | |
| | 会計管理者 | 井上精一 | 教育長 | 船木幸博 | | |
| | 総務課長 | 岩瀬重義 | 総務課参事 | 副島徳二郎 | | |
| | 企画政策課長 | 古賀 壯 | 生活環境課長 | 井原正博 | | |
| | 町民課長 | 西森明広 | 子育て・健康課長 | 森 ゆかり | | |
| | 福祉課長 | 宮崎貴浩 | 農林建設課長 | 高田匡樹 | | |
| | 教育委員会事務局長 | 藤瀬善徳 | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

議 事 日 程 表

▽令和4年3月9日

日程第1 一般質問

- | | |
|----------------|----------|
| 1. 治水対策の進捗について | (諸石重信議員) |
| 2. 空き家対策について | (諸石重信議員) |
| 3. 火災の後始末について | (山下淳也議員) |
| 4. ふるさと納税について | (鶴崎敏彦議員) |

午前9時27分 開議

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和4年第2回大町町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（三谷英史君）

日程第1. これより一般質問を行います。

一般質問は通告書により順次質問を許可いたします。7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

皆様おはようございます。諸石です。それでは、登壇の許可をいただきましたので、早速入らせていただきます。

今回、2つのテーマに関して質問をさせていただきます。

では、早速ですが、1つ目の事項といたしまして、治水対策の進捗状況について質問をさせていただきます。

私、前回、12月定例議会一般質問の中で、水害対策について幾つかの質問をさせていただいたわけですが、今回はその中のものを幾つかピックアップして、その進捗状況を

お尋ねさせていただきます。

ではまず、治水に関する近隣自治体との協力体制の進捗状況についてお尋ねをいたします。

さきの12月議会で私、提言させていただきましたが、昨年8月の大雨降雨時に大町町は、その雨量による浸水被害を幾ばくかでも軽減すべく、ため池の事前放流対応を取っております。しかし、実際の降雨時には近隣自治体に降った雨も本町に多く流れ込み、水位にさらに拍車をかけたわけであります。

これらを勘案いたしまして、この内水対策は大町町単独ではなく、俯瞰的見地から近隣自治体との連携、協力が必要だということを要望させていただきました。町長もそういった意向のことを述べていただいております。この近隣自治体連携による流域治水に関する取組は、その後どう進んでいるのか、また、どのような内容で進められているのかをお尋ねさせていただきます。

続きまして、六角川水系緊急治水対策プロジェクト、河川激甚災害対策特別緊急事業等の進捗状況についてお伺いいたします。

本事業内の下瀉地区から小通南部地区への分水路計画の経過状況をお聞かせください。また、新たなる事業であります次期出水期対応としての緊急河道掘削事業について、その内容と進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

以上、2点よろしくお願いたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

諸議員の御質問にお答えをいたします。

まず、治水対策の進捗状況ということで、六角川流域における内水氾濫に対応していくためには、流域自治体が一体となって対応することが重要であると思っております。各市町それぞれが対策を果たしていくことによって、特に中流、下流の地域にとっては上流地域からの内水移動への抑止効果は大きいと思っており、既に国、県、流域自治体との協力体制は構築しております。

その中で、六角川全流域の治水対策として、令和元年8月水害を教訓とした六角川水系緊急治水対策プロジェクト、いわゆる六プロ、それに加えて、令和3年8月水害を踏まえた現在策定中の新六角川流域治水プロジェクト、略して新・六プロと言っておりますけれども、

それとまた、佐賀県独自の施策である内水対策プロジェクト、いわゆるプロジェクトIFに市町が行う内水対策と連動しながら積極的に関与し、早期完了を目指していくこととしております。

また、昨年の大雨災害を受けて、新たに六角川水系流域治水協議会を気象庁を含めた国や県、流域自治体で立ち上げ、現在、2回の協議を終えたところでございます。各自治体、地元の見解が反映された形で抜本の見直しも含めて協議を進めており、年度内をめどに新・六プロの策定作業を武雄河川事務所のほうに急いでもらっております。

引き続き、六角川水系流域治水協議会及び六角川改修同盟会等、様々な場を活用して情報を共有しながら、国や県、流域自治体と一体となった流域治水対策とともに、大町町の内水氾濫対策に取り組んでいくこととしております。

2点目については、担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

諸議員の質問にお答えします。

国は、2019年の佐賀豪雨後、六角川水系の治水事業を河川激甚災害対策特別緊急事業、激特に採択し、2024年度完了を目指して河道掘削や遊水地整備、分水路整備、排水ポンプ増強を進めています。

大町橋上流から武雄川合流付近までの河道掘削については、昨年5月に完了しておりますが、令和3年8月豪雨を受けたことにより、国は緊急対策として、大町橋下流域を含む武雄市橋町の大日堰付近から馬田橋付近までの約11キロの区間について、今年4月から河道整備、具体的には高水敷を掘削、ヨシ繁茂区間においてはヨシ生育抑制対策としてヨシ伐採及び高水敷に湛水池設置及び浅層改良を行うこととしており、これにより河道水位の低減が図られます。

この河道整備を実施することにより、令和元年8月及び令和3年8月出水規模でも新橋地点でのポンプの運転調整の目安となる計画高水位以下に水位を低下させることができ、危険水位到達による運転調整を回避する効果が見込まれております。

なお、分水路整備につきましては、緊急対策の河道整備の維持管理状況等を踏まえ、実施については検討していくと国のほうから聞いております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

お答えをいただきました。

まず1点目、こちらは町長から答弁をいただきまして、ハード面、ソフト面、併せてお答えをいただいたのかなと思います。

そういった中、ソフト面である新・六プロですかね、年度内に計画を立てられると。この中の内容に、ため池の調整、本町はやっていまして、あと近隣自治体、前回、12月のときも、これは技術的なことですのであれですけど、焼米地区等、そういったところにもため池があります。そういったところのため池調整、同時にやはり協力してやっていくということの事柄も入っているのかをお尋ねいたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

新・六プロについては、まだ今策定中ということですがけれども、町外のため池については、それぞれ水利権があるということで、そこまで大町町の意向とかが反映されるのは非常に厳しいのかなというふうに思いますし、まずは大町町は大町町内のため池の調整をしていかなければならないと思います。

そして、水路調整のために、川の水位を下げるというふうなことを今全体的にやっておりますので、前回は危険水位を超えるということで、ポンプがため池のほうを含めて止まったわけですがけれども、それが今後その水量調整をしなくていいように今計画をされております。

そしてまた、ほかの地区のため池については、その市町で考えてやられると聞いております。スリットを設けて、前もって下げておくというふうなことは各市町でやられるものというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

そうですね、やはり流域治水というところ、六角川流域全体での治水というところ、そし

でもう一つ、自治体に任されています内水といったところは、やはり自治体間、単独もそうですけれども、やはり総合的に考えるということが非常に必要かなと。それで、そういう近隣での協議会が立ち上がっているということですので、やはりそういったところも、今の国のほうでも、県もそうですね、ため池等を活用して水位の調整を図って、本体の六角川のそういうものもありますけれども、自治体のところの内水、そういったところにも非常に力を入れてくださいといったことで進めておられますので、前回、去年のそういったところでデータにも出ていると思います、雨水の流れがどういうふうになっているかと。そういうところもありますので、ぜひため池、近隣のところで、これは本当に出水期も迫ってまいっておりますので、お話をしていただければと私は考えております。

そして、先ほど2点目で農林建設課長からお答えをいただきまして、この激甚の分とまた別に、去年の豪雨を受けての緊急河道掘削事業、これが行われて、この内容をと私はお尋ねして、どういうものかということでお聞きしました。

ヨシ等の伐採及び生育抑制、そういったことで排水機能の向上が見込まれるというところでしたけれども、これは国土交通省河川局さんなんですかね、お分かりであればですけども、これの詳細内容、これはどれだけの効果があるのか、数値分析、そういったところを聞かされておられればお答えください。なければいいんですけども、よければ。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

今回行われる国の緊急対策ですね、このヨシの繁茂抑制については、実際、牛津川のほうで実証実験が行われて、ある一定の効果があるということで水位低減効果が見込まれる対策であります。

その低減効果に対する水位の分については、まだ公表はされておられませんのでということです。数値については公表はされておられません。

以上です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

前回から、それをまたピックアップして、私、質問させていただいておりますけれども、

ちよつと皆様、昨年8月を思い出していただければと。思い出さなくても記憶に新しく、だから、あの現状ですね、やはりそういったところで、でき得る限りのことは全て備えておくと、そういったことが非常に大事かなと。大事というか、これはやらなければいけないと考えておりますので、私も継続的にこういった質問は今後もさせていただきます。

そして、これらの水害対策の進捗と関連してのお尋ねとなります。これは通告には出しておりませんが、今3月を迎えて、徐々に出水期が近まってまいりました。被害に遭われた住民の方々は特に不安な心境であられると思います。私もそういった方々とお話をさせていただいた際には、あれ以来どのような水害軽減の対策が進められているのか、その進捗や、また、それによってどのような効果が見込まれるのかをお知りになりたい思いを強く感じております。

そこで、12月議会一般質問で町長より回答を得ました水害対策の町民の皆さんへの広報紙等での進捗報告はいつ行うのかをお聞かせいただければと思います。

また同時に、被災地区等からのこの件に関する説明会の開催を望む声や要望は出ていないのかを併せてお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、今の進捗状況については、先ほど申し上げました新・六プロの計画、プロジェクトが明らかになってから公表——公表というか、報告をさせていただきたいというふうに思います。

そしてまた、地元からの説明会要望というのは私のところには届いておりません。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

新・六プロのこれが出てからということでございましたけど、実際の話、本当にこういうのを進めている側は内容が大体分かって、どういう対策をやるとか、どういうことをやるとか分かっておるから、ある程度あれなんですけど、やはり町民の皆様方、そして、今回被災された方々、お分かりでないと思うんですね。この対策がどういうふうに流れていっているのか、内容、どういうことをやっていたらいいんだろうか。今回の当初予算にも、様々

に排水機場、それとか排水機、いろんなそういうものが予算化されておりますけれども、そういうのがやはり伝えられていない。その中で、昨年8月から復興に向け頑張っておられる中、非常に今度の今年の出水期に不安を持っておられる。そういったところをお酌み取りいただき、やはり一生懸命行政として、我々もそうですけれども、そういうことをやっておられる、そういったことも町民の皆様方になるだけ情報を伝達しながらやっていただきたいと考えております。ぜひ早めにとりかかれば、この計画が立ち次第、町報といわずとも、特集でそういったことを伝えていただければと思います。これは私、ここで要望をさせていただきたいと思います。

この件に関しましては、今回は以上とさせていただきたいと思います。

では、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

それでは2つ目は、空き家対策についてというテーマで進めてまいりたいと思います。

現在、大町町は様々な課題を抱えており、先ほどの水害対策、また、コロナウイルス対策のように迅速かつフレキシブルな対応を要するものと、もう一方で、本町が抱える中・長期的な課題がございます。これらについても決して先延ばしすることなく、しっかりと対応を考え、早期に解決の糸口を見いだしていかなければならないと考えております。

その課題の一つが、本町における空き家問題でございます。

大町町は、人口対策、住環境の整備において、アパート建設の補助、定住奨励金、持ち家奨励金などの補助金施策、住宅地の確保などによる促進を行っており、一定の成果を出されていると認識しておりますが、がしかし、一方で、この住環境という面において、本町に多くの空き家が点在し、影響を及ぼしておるところでございます。空き家バンクや一部箇所での危険空き家としての補助金活用、また、自主的な解体も行われておりますが、まだまだ多くの空き家が見受けられます。現在、そして将来を見据え、これらの課題にもしっかりと結果を出していかなければならないと考えております。

以前、平成29年3月定例議会においても、一度これに関する質問を私させていただきました。今回、そのときの答弁内容も含め、その進捗等についてなど、また、提案も含め、私も一議員として、この課題について共に考え、問題の解決に努めていきたいというスタンスで

今回は質問をさせていただきます。

前段が長くなりますが、どうか御了承ください。

この空き家問題は、全国的に多くの地方自治体が抱える問題ではございますが、大町町の場合は特に面積的に決して広いとはいえない自治体であります。そして、その状況下に、以前の2万人を超える人口があった時代からの家屋が現在も多数空き家として点在しているのが現状でございます。平成28年度の調査時点では、空き家の件数が557戸ということでございました。そしてまた、本町ではこれら空き家等を含む家屋が密集した地域も多く、例えば、消防車や救急車等の緊急車両などの進入も困難なエリアも見受けられます。日常生活を送る住環境の中で、こういった空き家の多くが何年もほぼ手つかずのままにしてある状況は、移住・定住を促進し、快適な住宅地の確保を行う上で、当町のような面積の決して広いとはいえない自治体の場合、特に注視すべき事項であると考えております。

個人の所有物に関して第三者である行政、町が関与するののかという考えもありまじょうが、一部のこのような状況は、本町が掲げる暮らしやすいまちづくりの生活環境、住環境という面において改善を図ることが重要であると考えております。

平成29年3月定例議会一般質問の中で質問させていただいた、その回答の中で、空家等対策の推進に関する特別措置法を盛り込んだ計画を平成29年度いっばいに策定するとの答弁をいただき、内容としては、空き家等の発生の未然防止、空き家等の利活用の推進、危険な空き家等への除去費用補助の推進及び特措法による措置を大きな柱として実行していくとの回答を得ております。

前段はここになります。では、具体的な質問に入らせていただきます。

4点お尋ねいたします。

まず1つ、平成28年度空き家等実態調査以降の状況把握について、こちらで豪雨災害による除去も含め、空き家等実態調査以降に解体された空き家の件数は把握をされているのか、また、空き家等実態調査以降の空き家件数の把握、これはなされているのか、こちらをお尋ねいたします。

そして2点目、空き家等実態調査結果に基づく空き家所有者対象のアンケート調査後の対応についてということで、これは平成28年度の、先ほどの空き家実態調査、それに基づき、空き家所有者に対してアンケート調査を行われました。それを行った後、その結果を踏まえて所有者の方々に対して何らかのアクションや働きかけは起こされたのか、また、それはど

ういった内容で、それに対する所有者の方々の反応があったのかをお尋ねいたします。

参考までに、前回、町長から答弁いただいたアンケート結果の内容は、今後の利用予定はないので、どうしたらよいのか分からないといった回答が一番多かったと。そして、荷物を置いたままで、その処分に困っている。また、解体したいが、解体費用の支出が困難で解体できない、こういった順であったということをお聞きいたしました。

そして3つ目、平成30年度大町町空家等対策計画策定後の取組についてということで、前回、空き家対策一連の中の町長答弁で、重要なことは空き家を発生させないようにすることだと思いますけれども、即効性のある効果的な手段は見当たらず、現時点では所有者等の自覚を促す啓発、PR等を含め、根気強く説明をしていきながら、地道な取組かつ積極的な取組を続けていくことが重要だと考えておりますと申されました。

そこで、この計画概要に記されております空き家化の予防ですね、こちらの部分において具体的にどのような啓発活動を行われているのかをお尋ねいたします。

また、この計画の第6章において、生活環境課を空き家等相談についての受付窓口として位置づけてございます。この情報はどのようにして発信をされているのかをお示しいただきたいと思います。

そして4つ目、大町町空家等対策計画、令和4年度見直しに関わる課題及び改善点ということで、今計画、取組の中で、今回、来年度になりますかね、この空家等対策計画の見直しが行われるのかなと思います。そこに対して、今現在のところで、これに向かったの課題やこれに準じた来期の計画の変更、検討事案等があればお聞かせいただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上、4つお答えいただきたいと思います。

○議長（三谷英史君）

生活環境課長。

○生活環境課長（井原正博君）

諸石議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですけど、豪雨被害による除去も含め、空き家等実態調査以降、解体された空き家の件数ということですが、平成28年度に実施した大町町空き家等実態調査業務以降に解体された空き家の件数とのことですが、町の補助事業を活用された案件のみが町のほうで把握できていますので、その報告をいたします。

平成29年度から令和3年度までの5年間の実績は30件となります。そのうち、豪雨災害後

に浸水等の被害を理由に除却された空き家の件数は4件となっております。

次に、実態調査以降の空き家件数の把握ということですが、空き家等実態調査以降の空き家の件数については、再度実態調査を行わなければ現在の空き家の件数は把握できないと思っています。

次に、空き家等実態調査に基づいてアンケート調査を行いました。そのアンケート調査結果を踏まえて所有者等に対して何らかのアクションや働きかけはということですが、実際、557件あった空き家のうち、当時、所有者等が確認できた545戸を対象に管理等に関するアンケート調査を行っております。回答があったのが280件で、回収率はおよそ51%でした。

この実態調査で行ったアンケート調査は、所有者等との個別の対応に活用するためではなく、空家等対策計画の策定に反映させることを目的に基礎資料として活用し、まちづくりに役立てているところです。したがって、所有者に対してのアクションや働きかけ等には活用しておりません。

次に、空家等対策計画の計画概要の中に記されている空き家化の予防の部分における具体的な啓発活動についてですが、空き家化の予防のための具体的な啓発活動については、当然、空き家にならないためには人が居住するということが必要になってまいります。町では昨年12月の町報に空き家特集を組みましたが、その中で空き家バンク制度の紹介も行っております。今後も引き続き空き家の利活用を啓発する情報の発信を行ってまいりたいと思っております。

次に、生活環境課を空き家等の相談についての受付窓口としての位置づけということですが、この情報はどのように発信しているかというお尋ねです。

このことについては、生活環境課を空き家等の相談窓口、受付窓口とする情報発信につきましては、主に町内各区長を対象に行っており、随時、情報収集に努めているところです。今後もますます連絡を取り合い、情報発信・収集に努めてまいりたいと思っております。

最後に、大町町空家等対策計画の令和4年度の見直しに関わる課題及び改善点についてということですが、議員御指摘のとおり、来年度に令和5年度からの5か年計画を策定することとなっております。現在の法令等に即した策定を行うこととなります。基本的には、空き家の管理は第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提という基本方針を基に、所有者の適切な管理の啓発、定住促進による活気あるまちづくり、それか

ら、法に基づく措置等の実施等について、空き家バンク制度を所管する企画政策課と共同で検証を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

お答えいただきました。

ちょっと私もランダムでございますが、先ほどの答弁をお聞きいたしまして、その中でちょっと気になったというか、そういったところをまたここでお尋ねさせていただきたいと思いますが、私、さきの3点目のところで、第6章において生活環境課を空き家等相談についての受付窓口として位置づけていると。それに関してお答えといたしまして、区長会さん等との連携によって、そういった情報収集だったりを行っている。相談云々というところも含めてなんでしょうけれども、現実のお話、私もちょっと耳に入ったりしますけれども、空き家が現在あると。そして、例えば、その御子息等が所有者——相続者といいますか、になるんでしょうけれども、町外、離れたところにおられる。そういった方が御自分も気になって、あそこを空き家をしているんだけど、どうしようかと、どうやったらいいだろうかという思いを持っておられる方もおられました。そういったときに、どこに相談すればいいのかといった声があったということもお聞きいたしました。

私、この空家等対策計画の中で、ここで生活環境課が主たる窓口、あとは関係各課連携してやると。窓口というのは、やはりそういう対象の方々が一番相談に来るところで位置づけてあるということだから、そこで、やはり網羅していただいているのかなと。だから、そこでどういった発信をされているのかな。町内の方だけじゃなくて、町外におられる空き家の相続者というか、そういった方々、そこにもやはり届くようにしていただきたい。大町町はここを空き家等の相談の窓口にしておりますよと。これに関していかがでございましょうか。そういったものがあれば、これがありますとお答えいただいているんですけど、なければ、そういった知らしめる方策をしていただきたいと思います。

○議長（三谷英史君）

生活環境課長。

○生活環境課長（井原正博君）

御指摘のとおり、私もちょっと確認しておりましたが、町のホームページ等で今後は発信をしてまいりたいと思っております。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、空き家の件で諸石議員のほうから御指摘がありましたけれども、町民の皆さん、あるいは町外の方になかなかそういう情報が発信できていないということでもあります。だから、町報等ももちろん載せていかんといかんと思いますけれども、町外の方も見られるような方策を取っていかなければいけないということで、もちろんインターネット等を含めて今後やっていきたいと思っております。

そしてまた、今、大町町はこの空き家にかかわらず、全てのほとんどの相談で各担当に行かれますけれども、町民の皆さんが相談されますけれども、これは大町町独自のやり方ですけれども、くらし相談室にほとんどの方がいろんな相談をしてこられますので、それは総務課のほうに連絡、例えば、役場にあった場合は、それがくらし相談室に行くなり、担当に行くなりして、意外とその相談についてはされやすいんじゃないかというふうに思いますので、まずはくらし相談室に相談していただいて、そこで専門の担当課に回すというふうな形で、ぜひ議員もそういうことをPRしていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いします。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

そういった対象の方がおられたときは、私もそういうふうに申し伝えたいと思っております。しかし、やはりインターネットというところもおっしゃられた中で、くらし相談室、「くらし」といっても漠然としておりますので、そこには、やはり空き家相談、やっぱりピンポイントでそういったところを入れていただいて、そのくらし相談室の中でもしやられるなら、空き家の御相談もどうぞといったところも、よりそういうのが分かるような、そういったところをつくっていただければと思いますので、一言そこに入れられるだけでいいかなと思います。ホームページと空き家の御相談はこちらへどうぞみたいな感じでですね。

今度は1番のところ、実態調査以降、状況把握に関連して、その情報収集の意味におい

て、この空家等対策計画の第7章の中で、関係機関との連携の部分で町内自治区として、「空家情報（空家になる可能性のあるものも含む）の提供」と記されているんですよね。これは失礼な言い方ですけど、ここは御子息等がこちらにおられなくて空き家になるんじゃないかと、これはいわゆる空き家化の予防の部分なのかなと思います。

それに関しては、町内自治区とありますから、区長会等でこういったこともお話が出ているんでしょうか、情報収集はされているんでしょうか、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（三谷英史君）

生活環境課長。

○生活環境課長（井原正博君）

お答えします。

そういった窓口的なうちの体制は整えているんですけども、実際そういった情報提供等は少ないのが実態です。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

そうですね、なかなかプライベートなことが入りますので、そういったところ。しかし、現実的に大町町、この平成28年の調査のときには557件と非常に数が多い。そして、今、増減、どうなっているのか、ちょっとそこはなかなか分からなかったんですけども、やはり空き家化の予防、空き家バンク等もありましようけれども、そういったところを考えていかなければいけないと思います。

もう一つ、詳しくお尋ねしたいんですけど、空き家発生の未然防止というところの部分で具体的な啓発活動はどういったことを行われたのか、そして、どのような効果が見受けられたのかというのは、何かそういった事例等があったら教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（三谷英史君）

生活環境課長。

○生活環境課長（井原正博君）

すみません、返す返す先ほどの答弁と重複する部分がございますが、やはり空き家化の予

防ということで大町町としては空き家バンクの利活用等を啓発しているところであります。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

これは本当に個人様、町民の方々、そして、一義的には管理は所有者の方といたところで、行政の取組が非常に難しい。ほかの自治体もそうでしょうけど、今までも経年ずっとやっぱり非常にデリケートなところで、なかなか打開策というか、そういったことがない。非常に私もそれは考えておりますし、以前の方々もそういうことを考えておられたんだと思います。

そこで、私はこの大町町の空き家対策に対する御提案でございますが、これは通告の中には出しておらないんですけれども、本町、大町町は現在、空き家全般、また、その中で危険空き家等への対処は注力されておられると思います。しかし、私、提案といたしまして考えますに、この空き家問題の解決を図る上で、若干視点を変えて取り組んでいく必要があるのではないかなど。空き家全般で町内全部の空き家を考えてどうにかしなきゃといたところで、危険空き家があれば対処すると。特定空家があれば法も使い、そういったことで対処をする、そういった考え方をちょっと視点を変えて、その地区の住民の方々がより快適に暮らせるように住環境の整備という観点からアプローチをいたしまして、まず、特定のエリアを決めて、そこをモデル地区として緊急車両等も進入できるよう狭隘な生活道路の拡幅など、そのエリアを整備する目的で空き家等の除去を行っていくといった施策を考えてはいかがかと思えます。

本町の空き家対策には、そういった若干視点を変えた施策による取組を行って、先行モデルをつくっていかなければ、現存する空き家の問題はなかなか解決しないのではないかと強く感じますし、また、住環境がよくなければ、新たにそのエリアに住もうという方もなかなか出てこられないのではないかなど。大町町は人口を増やすため、いろいろそういったことをやりますけど、やはり住環境の整備という観点から、この空き家対策に対しても一緒に進めていくといったところ、この提案は先ほど申しましたように通告には出しておりませんので、お答えを求めるわけではございませんが、この案に対して町長として空き家対策を講じる上で何かお感じになられること、お考えになられることがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、諸石議員のほうからアイデアというか、いただきました。この住環境については、公共性とか、公平公正な立場で、皆さんが同じようにそういう恩恵を享受するということが基本かなというふうに思います。ただ、その地区を指定して、そこをモデル地区としてやっていくと。モデルということは、次にそういうことができることが必要かなと思いますけれども、そのモデル地区として指定してやるというのが公平公正の観点からしてどうなのかということはあります。

ただ、もちろん個人の財産でありますので、指定をしたとしても、思うような仕事ができるのかなということも頭に置かなければならないというふうに思いますので、今、御指摘、御提案ありましたので、その辺のところはまたさらに研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

通告書に出していなかった提案でお答えいただいたのはありがたかったんですけど、やはり本当に行政としましても、私、議員としましても、やはり公ということで、様々な面から公平公正、そういったところを考えていかなければならない、そこは非常に大事なところだと思います。しかし、公共性というところでも、今の住環境の中で、やはり緊急車両も入らない、危険も伴う、そしてまた衛生的なところもある、そういったところは、これも一つ、空き家対策と別というか、そういったところで住環境という面で考えていかなければいけないのではないかと思います、個人の云々は。

それともう一つ、前回のアンケートの中にも、どうしたらいいのか分からないという回答が一番多かったということもあります。だから、個人の財産、そういったところでしょうけれども、やはりその所有者御本人もどうしたらいいのか分からないという方、それが一番多かったと。そこだけ取り上げるだけではないですけども、こういったところがあるので、やはり打開策と考えられるのかなと思います。

本当にこの空き家問題というところは大町町として非常に長い間、今現在も、今後も課題

としてずっとこのままですと続いていくのかなと考えておりますので、やはりちょっと視点を変えたり、そういったところで改善を図るといった取組が、やはりその時点で一步踏み出さないと、なかなかそのままずるっと行ってしまう可能性というのもございますので、そこから辺、ちょっと私、御提案をさせていただきましたけど、ぜひ施策の中の一つに考えていただけたらと思います。

それでは、これにて私の質問を終了させていただきます。では、どうもありがとうございました。

○議長（三谷英史君）

3番山下議員。

○3番（山下淳也君）

3番山下です。議長より登壇の許可をいただきましたので、質問に移らせていただきたいと思います。

今回は火災物件の後処理について質問させていただきたいと思います。

火災の後始末はその建物の所有者が行うことが原則であります。近年、空き家が増え、その空き家が火災に見舞われるケースが多くなっております。このような場合、そのままの状況で放置されることが多く、危険かつ不衛生な状況となっております。

そこで、2つの質問をさせていただきます。

1つ目に、火災の後始末に対し補助金や助成金はあるのか、また、火災ごみのクリーンセンターへの搬入手数料の減免はあるのか。

2つ目に、空き家の火災に際し、様々な理由で解体が困難な場合、土地の寄附やその地域との協議によって町が火災物件を解体するという考えはあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三谷英史君）

生活環境課長。

○生活環境課長（井原正博君）

お答えします。

まず最初に、火災の後始末に対し補助金や助成金、また、災害ごみの搬入手数料等の減免ということですが、大町町には火災の後始末に対する補助金や助成金制度はございません。また、搬入手数料の減免等の実績もございません。

次に、土地の提供とともに、町のほうで解体をとということですけれども、大町町では、大町町不良住宅除却事業において、火災に遭った物件に限らず、対象家屋が不良住宅であり、なおかつ対象家屋の跡地について町長がまちづくりの推進に寄与すると認め、なおかつ地域振興、コミュニティー形成に寄与すると認められ、大町町にその跡地を寄附する場合に限り、大町町が事業主体となり、該当物件の除却を行うことが可能となっております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

ありがとうございました。

火災に遭った場合、その不良住宅として認められるケースというのはどのような場合なんでしょうか。

○議長（三谷英史君）

生活環境課長。

○生活環境課長（井原正博君）

具体的には、職員のほうで現地のほうに参りまして、不良度判定等を行って、一定の点数を満たせば不良住宅ということで行っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

クリーンセンターへの搬入の場合の減免措置はないということですが、制度的にも全くそのようなものはないのでしょうか。

○議長（三谷英史君）

生活環境課長。

○生活環境課長（井原正博君）

お答えします。

本町では、大町町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条において、天災その他特別の事由があると町長が認めるときは一般廃棄物処理手数料を減免することができると規定して

おります。これは自然災害等で被災された場合を想定したものでありますので、本町ではこれまでに火災に起因した廃棄物の処理に適用した実績等はございません。

以上です。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

他市町では、クリーンセンターに持込み料が大体10キロ当たり80円ということなんですけれども、その部分は、火災の場合、持ち込める、持ち込めないものを分けなくてはならないですけれども、そういう減免措置があるという自治体もありますけれども、今後、大町町でそのような考えはございませんでしょうか。

○議長（三谷英史君）

生活環境課長。

○生活環境課長（井原正博君）

火災での適用については、近隣市町での実績等があるということですので、事例等の検証を行っていきたいと思っております。

○議長（三谷英史君）

山下議員。

○3番（山下淳也君）

火災は起こらないことが一番いいのですが、起こった場合、速やかに消火活動ができる状況、環境が必要であると思います。現在、消防車両、緊急車両が入らない場所が幾つもあります。先ほど諸石議員の質問の中で提案がございましたが、住環境の整備というものは、やはりすぐにでも行っていかないといけないと思っております。人命を守るという観点からも住環境の整備を検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（三谷英史君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（三谷英史君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

4番鶴崎です。議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

今回は昨年12月議会に引き続き、ふるさと納税について質問したいと思います。

昨年12月議会で、ふるさと納税に関し、いろいろな問題が出てきて、行政監視として、議会で特別委員会を設置し、調査をするように発議を行いました。多くの議員の皆様の意見として、常任委員会で調査をすべきと否決をされました。これを踏まえ、議会閉会中に4回の調査を総務文教常任委員会で実施しました。これは行政事務が公平、公正、適正に執行されたかを調査するものでございます。

今定例会の初日に調査の中間報告を文書で提出させていただいております。調査に関し、企画政策課の職員につきましては、多忙な中、資料提出や説明に時間を割いていただき、心より感謝を申し上げます。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

今回の質問は、2019年6月の税制改正について質問をいたします。

1つ目として、税制改正の主な改正内容の説明をお願いいたします。

2つ目として、税制改正に伴い、町としてどのような対策を講じられたのかを質問いたします。

以上です。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

御質問のふるさと納税については、先ほど鶴崎議員のほうからありましたとおり、議会から総務文教常任委員会に調査の付託をされ、現在、調査が継続中で、議長自らも加わって意見を述べられていると聞いております。また、先日の中間報告でも調査途中と報告がされております。委員会でまだ調査が終わっておらず、調査の段階で、ほかの議員に最終報告がないまま、そして、委員会では町長等に説明のための出席を求めることができるにもかかわらず、それをせずに、委員会を代表する委員長自らが個人的主観を伴う一般質問の場での委員会の延長のような取扱いに対して、委員会の意向が反映されず、付託の意義が失われるもの

と思います。加えて、それを議長が受付をして許可がされたということに、中立公正、秩序保持において違和感を覚えます。議会が委員会に付託した特別案件については、最後まで委員会で責任を持って調査し、報告をまとめ、報告書を提出することで終結すると考えます。

今年に入って、先ほど申されました議会閉会中に4回ほど——4回ですね、委員会が開催されたと聞きましたけれども、最終報告をもって全議員に平等に質問の機会が与えられるべきものというふうに考えます。

とはいいいながらも、議長の責任において許可がなされた鶴崎議員の質問、ふるさと納税に係る3年前の2019年税制改正について、その内容、そして、どのように対応をされたか、対策を講じられたかについては、これは既に調査を付託された委員会の総務文教常任委員会において担当課長が呼出しを受け、説明をしてきたところですが、事務的な手続に関する質問ですので、再度、担当課長から説明をさせたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

それでは、鶴崎議員の質問に対してお答えいたします。

まず、1つ目の税制改正の主な改正内容の説明でございます。

2019年の税制改正の背景には、ふるさと納税制度における高額な返礼品を用意し、多額の寄附を募るといった本来の制度趣旨に反した行動が問題となり、返礼品の送付については、総務省が寄附額の3割を超える返礼品等の自粛要請を行っていましたが、一部の地方自治体がこの自粛要請を受け入れず、依然として3割を超える返礼品を送付していることから、過度な返礼品競争の是正に向け、制度趣旨に反する地方自治体をふるさと納税の対象から除外することとされております。

具体的には、総務大臣が指定する次の基準に適合する自治体がふるさと納税の対象とされます。1つ目が、ふるさと納税の募集を適正に実施する基準として、寄附金の募集に要した費用の額が受領した寄附金の合計額の100分の50に相当する金額以下であること。2つ目が、ふるさと納税の返礼品等の調達に要する費用の額を寄附額の3割以下とすること。3つ目が、返礼品を地場産品にすることが規定されました。この基準を満たす自治体を総務大臣が制度の対象に指定し、指定されなかった自治体に寄附しても税制優遇が受けられないように改正されております。

次に、税制改正に伴い、町としての対策という質問でございます。

税制改正後、町としましては、まず、返礼品を3割以下に見直しを行っております。また、寄附金の募集に要した費用の額が受領した寄附金の合計額の100分の50の金額以下に改善を行っております。返礼品につきましては、県認定の返礼品を中心とした地場産品基準に基づく返礼品としたところです。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

今、町長のほうから答弁いただきました、調査途中でありますのでということですね。ただ、議員というのは町民の代表でもありますし、当然、町民に対して説明責任があると思うんですよ。ちゃんと知らしめないといけないと思うんですよ。委員会でやっていようと、町民の皆さんにはまだ見えないんですよ。だから、疑義があるので一般質問でやるんであって、それは町民の皆様がちゃんと判断すべきだと思うんですよ。だから、真摯にね、実際的にそういうことやなくて、担当課長に聞いて説明は受けていますよ。受けていますけどね、実際的には最終的には町長でしょう。町長じゃないと説明できない分というのはあると思うんですよ。だから、せっかくテレビで放映されて、町民の皆さん方も関心を持たれて、見られているんですよ。だから、一般質問で質問して、皆さんに知っていただくというのも大事なことだと思うんですよ。

ですから、引き続き質問をしたいと思いますが、先ほど答弁がありましたように、実際的に高額な返礼品競争みたいになっているんですよね。そうした中で、総務省は平成29年7月と平成30年4月に「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」ということで全国の自治体に通知をしております。この分は当然、町長も御存じだと思います。見られていると思いますが、この時点で、地場産品という言葉はここでも出てきておりますが、この時点から実際的には地場産品以外の分については指導すべきだったんじゃないかと思っております。というのは、この前、まちづくり振興会で聞いたところによりますと、税制改正前は返礼品率が40%であったと。ただ、競争が過熱し、50%に引き上げることも考えたが、国の動向を踏まえ、据え置いたと聞き及んでおります。だから、振興会はそういうことで競争して上げたら、また国の動向で改正されたら下げないかんということをお分かって据え置いていたんですよね。ですから、実際的にはこのときから地場産品以外の品物については指導すべき

だったんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

職員は私の補助機関として仕事をしております。そういう中で、執行権、裁量権の中で判断をしたものというふうに思いますので、問題はないというふうに思っております。

私が言っているのは、最終報告書、議会が委員会に付託した、それは特別な事情があったからでしょう。だから、それを最終報告して、議員の皆さん、全ての皆さんに平等に質問をする機会を与えなければならないというふうに思っているんですよ、中立公正という立場での考え方の中でですね。そのことを言っているわけです。

ここでちょっと逆に質問させてもらっていいですか。

○議長（三谷英史君）

どうぞ、はい。

○町長（水川一哉君）

今回のこの委員会がやられていることですね、私は先ほど初めて適正な行政事務が行われているのかということをお聞きしました。これまで職員が委員会にも4回ほど呼ばれて、そして、資料も提出をさせていただきましたけれども、この閉会中審査というのは特別なことなんですよね。職員の仕事の中でそういう対応をしなければいけないということで、その手続についてどうされたのか。私は議会を招集する立場にありますけれども、その具体的かつ特定事件として議決をされたのかどうか、その辺のところをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

町長は委員会に付託と言われますけどね、付託はされていないんですよ、実際的に。総務委員会で調査をなさいと言われたもので、調査をしているんですよ。何も付託は受けていませんよ。

それと、継続審査申出書というのを議会で毎回出しているじゃないですか。だから、それに基づいて閉会中審査をやっているんですよ。これはちゃんとルールに基づいてやっている

わけですよ。だから、全然その町長が言っている意味が分かりませんがね。

そしたら、また質問しますが、税制改正後に除外された品目は何か教えてください。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

品目については私のほうからは申し上げませんが、私が言っているのは、付託をされたのはいいんですよ。閉会中審査をするためには、第109条第6項の手続が取られたのですかと言っているんですよ。今、鶴崎議員が言われたのは、第74条の申出でしょう。申出の議決はされていますよ。私も知っています。ただ、あの理由は、一般の通常業務、通常担当業務ですね、所管の業務が書かれています。ただ、閉会中審査の場合は、具体的な特定事件としての議決が必要ということなんです。ただ委員会ですらないじゃないですよ、私が言っているのは、閉会中審査という手続は取られていますかと。先ほど申されましたけれども、4回されているでしょう。その部分を聞いているんです。だから、その辺がもしされていないということになれば、不適切な委員会だったというふうに思いますので、その辺をしっかりといただいて、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

暫時休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午後1時14分 再開

○議長（三谷英史君）

それでは、休憩前に引き続きまして議会を再開いたします。

まず、午前中、町長のほうから質問がありました件に関しまして事務局長のほうから説明をさせます。局長、よろしく申し上げます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

先ほど町長からいただきました質問に対してお答えをさせていただきます。

ふるさと納税業務に関する調査が大町町会議規則第74条の閉会中の継続審査には当たらず、地方自治法第109条第8項で「委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。」と規定されており、議会の議決に付すべき特定の事件であり、議会の議決が必要との見解でございますが、議会といたしまして

は、ふるさと納税業務は企画政策課の所管事務であり、議会の議決に付すべき特定の事件には当たらないものと考えます。このことから、閉会中のふるさと納税業務に関する調査は大町町会議規則第74条の閉会中の継続審査に当たるもので、12月定例会最終日に継続審査申出書により総務文教常任委員長より議長へ申出を行っております。

以上でございます。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私のほうも顧問弁護士とも話し、確認をさせていただきました。そういう中では、特定の事件として審議し、議決されたものではないというような、正当な手続とは言い難いという見解を得ております。この問題については非常に疑義が残るわけでありますけれども、立場でいろんな考え方もあろうかと思えます。これ以上、時間を費やすこともできないというふうに思っておりますので、このことについては、今言われた中で話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

一般質問を続行したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

まず、局長にはお礼申し上げます。全国議長会のほうに問合せをしていただき、今のよう
な結論が出たということで、感謝を申し上げます。

それでは、引き続き一般質問を行いたいと思います。

先ほどに引き続き、税制改正後に除外された返礼品は何かお尋ねをいたします。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

除外した返礼品については、委員会に提出いたしました返礼品一覧の資料で、平成31年4月1日と令和2年4月1日との比較から申し上げてよろしいでしょうか。

主なものは3つございまして、まず、健康飲料水、それから町外での食事券、それから海

外のお酒でございます。

以上です。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

先ほど海外のお酒ということで言われましたけど、これは以前から役務の提供ということで、これは多分、シニアソムリエの厳選ワインですよ。それと、フルーツアドバイザーの地場産品以外のフルーツとの違いというのは何かあるんですかね。

○議長（三谷英史君）

企画政策課長。

○企画政策課長（古賀 壯君）

お答えいたします。

まず、海外のお酒につきましては、そもそも海外商品ということで、県外産と同様に、県内でも作られていないということで除外しております。ただ、果物につきましては、あくまでも県内でも生産をされておりますので、町内の主要の部分と組み合わせて返礼品が開拓できますので、そこが違うところです。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

フルーツについては県内にも生産されているからということで、実際的にはフルーツアドバイザーのフルーツについては県内の産品を取り扱われた実績はないものと考えております。

それと、私が考えるに、このワインがなぜ駄目だったのかというのは、ポータルサイトに載せられないと、掲載ができないと。なぜかという、そういう海外のワインとかをポータルサイトに載せたら違法ですので、当然ポータルサイトには載せられないということで、これは除外されたと思うんですよ。

ただ、もう一つのフルーツについては、これはポータルサイトの以前の分ですね、税制改正後ですよ。この分については、産地が分からないようなフルーツの載せ方をしてあるんですよ。だから、ポータルサイトには載っていたと思うんですよ。だから、ここの違いが、ポータルサイトに載っていないと当然寄附は受けられませんので、ポータルサイトに載って

いれば、その分の寄附というのを受け付けられるんですよね。ポータルサイトに載せられるか、載せられないかの違いだと思うんですよ。だから、どうしてその産地が分からないようなフルーツをポータルサイト上に掲示をされていたのか、お尋ねをいたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今言われているのは、調査委員会の調査の内容を聞かれておりますけれども、鶴崎議員は関心がある町民に対して報告をせんといかんというようなことを言われておりました。今の時点で、この中間報告、これはもう報告になつとらんですよ。日程と提出書類を書いただけで、中間報告と、今、議会に提出されているんですよ。そういう中で、今、委員会で調べている内容をここで言われて、それを町民の皆さんの関心事だからと言われますけれども、先ほども言いました。やっぱり報告書を早く出して、それをもって公表するべきだというふうに思います。そうでないと、ほかの議員の皆さんは全く何が何だか分かっておられない中で、自分たちが委員会で聞いたことをまた再度ここで言われるけれども、それはまとめて報告を出していただいてからのことじゃないだろうかというふうに思いますので、ここについての御質問には答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

これはあくまでも一般質問ですのでね、実際的にその調査は調査で当然やるべきで、総務委員会でやっていますけどね、一般質問の中で、全然何もなければ、当然ね、町長、堂々と答弁されたらいいと思うんですよ。報告がないからとかですね。報告したらですよ、そしたら全部答弁してくれるんですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

報告を基にして質問をされる。それは当然、鶴崎議員だけでなく、ほかの方もされるかもしれんですよ、その疑義が生じた場合はですね。それに対しては当然答弁をさせていただきたいと思いますし、やはり議員には一般質問をするということは認めておりますけれども、

私も答弁をする限りはやっぱり責任というものがありますので、その辺のところは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

委員会でもですけど、実際的には委員会を開催する前から、私は12月もふるさと納税について質問させていただきました。それは自分なりに勉強して、させていただいております。ただ、ほかの議員の皆さんも、そういうことがあれば、実際的に自分で勉強して聞かれると思うんですよ。だから、委員会で報告がないから答弁ができない、それと一般質問とは全然別問題だと思うんですよ。だから、町長、先ほども言いましたように、最終的な責任じゃないですけど、執行権は町長にあるんですよ。

そしたらね、もう答弁できないということでもありますので、最後に1つだけいいですかね。私が一番疑問に思っている点を言いますので。これは何かといいますとね、令和2年8月、総務省への申請。改正があったのは令和元年6月1日。そして、2回目の申請のときですよ。そこの中で、フルーツ定期便、この備考欄に町内で生産されたものとして申請をされているんですよ。これは明らかに虚偽の申請だと思うんですよ。全然町内で生産されたものじゃないですよ、フルーツ定期便。これはあくまでもね、12月も言いましたけどね、平成31年の総務省通知、返礼品等の基準の間14、Q&A、区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ、これは対象外ですよと。Q&Aの中にぴしっとうたっているんですよ。これは12月にも聞きましたけどね。

もう答弁できないということですので、私はこの疑問点をもって質問を終わりますけど、委員会で早急に調査して報告書を出しますので、その折にはしっかりと答弁をしていただきますようによろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（三谷英史君）

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会をいたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午後 1 時 28 分 延会